

平成 24 年度第 2 回練馬区青少年問題協議会 会議要録

日 時 平成 25 年 1 月 28 日 ( 月 ) 午後 2 時 ~ 4 時  
会 場 本庁舎 20 階 交流会場  
出 席 者 委員 26 名 (うち代理出席 4 名) 欠席委員 10 名  
幹事(代理) 1 名 書記 0 名 事務局 4 名  
公開の可否 可  
傍 聴 者 0 名

1 開会 . . . . . 司会 青少年課長

2 新任委員の紹介  
新委員 1 名の紹介。

3 会長挨拶  
( 区長から挨拶 )

本日は、ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。心から御礼申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、日頃から区の青少年健全育成と非行防止、環境浄化活動、並びに、地域の安全・安心なまちづくりにご協力を賜っております。心から敬意を表する次第であります。

さて、本日の青少年問題協議会では、7 月の協議会において、青少年対策連絡会に諮問いたしました、平成 25 年度青少年育成活動方針案の答申をいただけると伺っております。お忙しい中で、活発なご議論をいただいた対策連絡会の会長、副会長をはじめとした委員の皆様には、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

そして、本日、お集まりいただいた委員の皆様におかれましては、この度の答申を受けまして、実りあるご審議を頂戴いたしたいと思っております。

私は、次代を担う子どもの健やかな成長を支えることは、練馬区政の柱のひとつであると考えております。区といたしましては、本日、ご審議いただく「青少年育成活動方針」に基づき、今後とも、家庭や地域団体の支援、そして青少年を健やかに育てる地域づくりを進め、家庭、学校、地域の連携による地域ぐるみでの青少年健全育成を推進してまいります。

皆さまにおかれましては、今後とも、地域、学校等の教育機関、そして家庭が連携し、青少年の健全育成に向けて取り組んでいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### 4 答申

青少年対策連絡会会長から青少年問題協議会会長へ答申

#### 5 議題

- (1) 平成 25 年度青少年育成活動方針（案）の策定について
- (2) その他

（事務局）

副会長に議事の進行をお願いいたします。

#### (1) 平成 25 年度青少年育成活動方針（案）の策定について

（議長）

青少年対策連絡会での検討結果のご報告をお願いします。

（青対連：会長）

平成 24 年 7 月 20 日付けの文書で、練馬区青少年問題協議会会長より、平成 25 年度練馬区青少年育成活動方針（案）の策定について、諮問を受けました。練馬区青少年対策連絡会では、会議を 4 回開催し、検討をいたしました。

今回の青少年育成活動方針案は、4 つの目標を継承しつつ、練馬区青少年問題協議会における皆様のご意見を最大限生かすよう、改訂を行いました。青少年の健全育成に関わる青少年育成地区委員会委員や青少年委員の他に、保護者の皆様にとっても見たくなるように、より見やすく、よりわかりやすくすることに主眼を置きました。

また、保護者用や子ども用など何種類か作成してはどうかという議論が数年来出ておりますが、今回は大人の方に読んでもらいたいということを目的に、1 種類の中で、家庭で子どもたちと一緒にやっていただきたいことと、地域で取り組むことを整理して、表現を工夫することで改訂を行っております。

平成 25 年度青少年育成活動方針案の詳細につきましては、青少年対策連絡会の副会長から説明をいたします。

（青対連：副会長）

対策連絡会で検討しました、平成 25 年度練馬区青少年育成活動方針（案）の主な変更点をご説明します。

お手元の平成 25 年度練馬区青少年育成活動方針（案）をご覧ください。変更点の詳細につきましては、新旧対照表をお配りしておりますので、ここでは主な変更点をご説明いたします。

表紙ですが、表紙の絵は、平成 25 年（2013 年）版 健やかカレンダーの原画募集の

応募作品の中から、佳作に選ばれた作品で、青少年育成活動方針の表紙にふさわしい絵として選考されたものを採用しました。

また、手に取ってみて、すぐに青少年育成活動方針の目標がわかるように、4つの目標を大きく表紙に表記し、この4つの目標が練馬区の青少年育成に関わる指針となります。文末についても、目標ですので、「～しよう」という表記で統一しました。

次に、1～2ページです。育成活動方針の4つの目標を説明する部分となっております。まず、見開きの表題を、「どんなことをしていますか？」から「みんなで、やってみよう！」という前向きな表現にしました。チェック項目部分については、「そのために」という表現を「家庭では」「地域では」というように対象を整理し、親子で会話しながらチェックしてもらえるように「チェックしてみよう！」と表記し、四角の部分の白抜きにして、チェック項目ということをわかりやすくしました。

目標1ですが、目標2～4で、地域に向けてのことが書かれていますので、ここでは家庭にスポットを当てるということで、「地域とともに」という文言を外しました。表紙に載せていた、家族の日・家族の週間についても目標1に移動しました。各目標のチェック項目の内容については、整理し、適宜わかりやすいように表現を変更しています。

続きまして、3ページです。表題を「参加させてみませんか」から「参加してみませんか」という表現にしました。また、問合せ先の表記を統一しました。

4ページですが、インターネットの部分の表題を「トラブルに巻き込まれています！」から「ネットの向こうは危険がいっぱい！」と直接的な表現にし、SNS(ソーシャルネットワークサービス)についての記載を追加し、性に関する問題の低年齢化と薬物乱用に関する項目を新たに記載しました。

最後に5ページですが、全体の窓口に共通することですので、上段に「相談内容の秘密は守ります」と記載しました。また、下3つの相談窓口(非行・家出の相談や犯罪被害者の相談窓口、インターネットトラブルの相談窓口、ひきこもりの相談窓口)について、具体例を記載しました。なお、電話番号等の最新情報は事務局で確認して記載してもらっております。

1～4ページのイラストにつきましては、今回の案では24年度のものを使用していますが、同じ題材で新しいものを作成いたします。

(青対連：会長)

最後に、活動方針の活用についてですが、学校から保護者の皆様へ配布する際に工夫をしていただき、より活用していただけるようお願いして、答申といたします。よろしく、ご審議くださいますよう、お願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。ただ今、対策連絡会の会長、副会長からご報告いただきま

したが、この件については、事務局から事前に答申が送付されており、お目通しのことと思います。ここで、委員の皆さんから、ご意見ご質問をいただきたいと思います。活動方針へのご意見・ご質問のある方は挙手のうえご発言をお願いします。

子どもたちを取り巻く環境は、昨年来、いじめや体罰の問題で世間を騒がせておりますが、子どもの環境というのは大人の責任だというふうに考えます。この活動方針についても、そういった環境づくりの指針となるようなものだと思いますので、皆さまの忌憚のないご意見をいただきながら、より良いものにしていきたいと思っております。

（委員）

まず、チェックをしてみようということで、具体的な例示をしていただいています。これが全てできたら非常に活動されている方だなと思います。これは理想ということですが、これに向けて努力をするということで大変素晴らしいのではないかと思います。

そして、前回、現状についての質問をさせていただいたのですが、活動方針の中では4ページに、新たにNo!ドラッグ!!が追加されています。これを読みますと従前の薬物乱用への啓発ということで、広く捉えられています。そこで、もう少し質問をしたいのですが、前回の協議会以後に、脱法ドラッグについての学校での啓発、あるいは青少年育成活動の中での啓発は具体的にどのようになっているのかということをお伺いしたいのですが。

（事務局）

まず、脱法ドラッグを活動方針に載せるにあたって、対策連絡会の中で警察の委員の方から、「合法的なドラッグはありません。ダメ!ゼツタイ!!」というように書いていきましょうという意見があり、特に今年は1つのマス目を作って、ダメだということを強調したいということで、このような形になっております。

育成地区委員会、PTAということでお答えしますと、まず育成地区委員会の中では、委員の研修でDVDを見たり、警察から講師を呼び研修している地区や、東京都の薬用植物園へ行き、大麻を見たり、脱法ハーブの話を専門家から話を聞くという研修を実施している地区もあります。PTAにおいては、脱法ハーブについての研修会を実施しているという事例もあります。

（委員）

私が懸念しているのは、従前の薬事法や麻薬取締法で規制をされている薬というのは、入手が困難であり、アンダーグラウンドの者が使うものだという認識になると思いますが、脱法ドラッグというのは、そういう網に引っ掛からず、普通に流通をする、青少年を始め、皆さんがアクセスしやすいというものだということが非常に問題だと思っています。従前のNo!ドラッグ!!の啓発とは分けて、考える必要があるのではと前回申

し上げました。今回2月から薬事法が包括指定になりますが、イギリスでは何百種類の薬を指定しても、そのあとに新しいものが出てきて、いたちごっこだという現状があるようです。決して使用してはいけないものだというのをきっちり教えていかないといけないと思います。具体的に言いますと、それを使用したものが区内の小学校に立ち入って問題を起こしたケースがありました。区内に扱う店舗が出てきたということも聞いています。我々が青少年をいかに守って、青少年自身の自衛を促すというリスクマネジメントの問題だと思います。これは、家庭・学校・地域・行政で出来得る対策を早急に講じていき、共有すべき認識だと思っています。各々の場で啓発をしていくことが大切だと思っています。行政の対応のスピード感がないと指摘を受けるところでありますので、手遅れになる前に出来得る対策を講じていくというのが大切な姿勢だと思っています。この表現について反対の余地はありませんが、脱法ドラッグという点においては、来年度以降も審議をしていただきたいですし、これを使ったソフト面での啓発も考えていただきたいと強く申し入れます。

(委員)

昨年度のものと比較してみると、非常に見やすいと思います。表紙に目標が大きく書かれており、わかりやすいですし、性の問題も、ドラッグの問題も入っていますので、昨年のもものと比べるとよく出来ていると思います。

先ほど、No!ドラッグ!!の件ですが、学校ではセーフティ教室等で警察が啓発活動を実施しています。できるのであれば、スペースの問題もありますが、ドラッグを見つけた場合の対応など、一歩進んだ話を書ければいいと思いますが、警鐘を鳴らすだけでもいいのかなと思います。

1~2ページの表題で「家庭で・学校で・地域で」とありますが、学校でという部分の中身が薄いのかなと思います。大きくタイトルを出している割には学校の部分が物足りなさを感じましたが、昨年より良くなっていると思います。

(委員)

これを拝見して、よく出来ていると感じております。ただ、これをどう利用するのかという問題が重要だと思います。先ほど、学校から配布するときに工夫してほしいという話がありましたが、保護者に渡してそれなりに効果はあると思いますが、それ以外にも町会や地域などに配布するということが考えられるのではないかと思います。これを地域にどう根付かせていくかというのが重要だと思います。町会や地域などに浸透させ、意識させることが大切だと思います。地域の教育について考える人が少ないと思いますので、地域にどう根付かせ、家庭から浸透させていくかだと思います。

また、先ほど脱法ハーブの話がありましたが、私のいる町会内にも店ができ、対応に苦慮しているところです。開進第二中で都から講師を招き講演会を行い、危険性等を伺

いましたが、いちごっこで、構造式を一つ変えると法律に引っかからないということなので、どうしようもない状態だそうです。警察の方から、脱法ハーブのお店に、要請書を出したとのこと。東京都でも都内に12店舗あることを把握しているけれども、どうしようもない状態だそうです。今度、薬事法が改正になるそうですが、全てのものが取り締まれるのかというと、構造式一つ変えてしまわれると難しいかと思います。

この方針は、地域と家庭にウエイトを置いて書かれており、的を射ていると思います。学校で教わったことを、家庭で復習し、日常生活を通して子どもたちに浸透させていくということだと思います。

(議長)

ただいま、脱法ドラッグについての意見をいくつかいただきました。活動方針案のNo!ドラッグ!!のところに、「合法的なドラッグはありません。ダメ!ゼッタイ!!」という文言がありますが、よりわかりやすくというようなお話だったと思います。子どもたちにとって、ドラッグ関係の被害者にならないということが大切だと思います。薬を使う人間が地域からいなくなるということを望みたいと思います。

(委員)

この案を拝見して、全体にすっきりと読みやすくなっているという感じを受けました。色使いが薄い色で、文字が浮き上がるような感じで読みやすく、文字も大きく、関連する内容が項目ごとにまとめられて、表現の仕方についても「してみよう」というような主体性を促すようなソフトな表現になっており、全体的に、年々工夫が重ねられて良くなっているなと感じました。

ただ、4ページにつきましては、情報が多いなと思いました。ネットの1番のところと、性の低年齢化の問題、No!ドラッグ!!と、新しい問題となることが年々増えていくことは、非常に嫌なことだと思いますが、少し触れるだけでも大事なことだということで見難くなるけれども入れられたのだと思います。中身について詳しく書けば書くほど大事だと思いますが、全体の量も盛りだくさんの情報が入っていますので、ここは入口という捉え方をして、気になった方がまた深めていくということを考えていただくための資料という考え方をしていくことも大事なのかなと思います。特に、ネットの部分に「まず親が学ぼう」とありますが、私も時代に取り残されないようにと普段思っていますが、子どもたちはどんどん使いこなして、親の知らないところで色々仕入れてしまうことは有り得ることだと思いますので、この一言は大変効いていると思いました。

(委員)

感想としては、大変良いものを作っていただいたと思います。学校での配布の仕方、

出来上がったが魂を入れるのにはどうしたらよいか、町会の話もありましたが、これからが勝負だと思います。学校でも盛りだくさんの教材がありますので、どう割り込んでいくか、安全安心のために、見つけやすい資料を事務局で作っていただく必要があると思います。

それから、5ページの電話してみませんかの部分も、整理されてできていると思います。例えば、一番上の「あなたのSOSを聞いてくれるところがあります」のSOSは訴えてきますし、次の行の「相談内容の秘密は守ります」の秘密というところがポイントではないかなと、心配がないということをお訴えかけるための構成の仕方、印のところは、細かいところですが一つ引いて書くと見やすい、並列的ではなくでこぼこな感じにすると見やすいのではないかと思います。

一番の大本は家庭ですので、家庭にスポットを当てたということは良いことだと思いますので、これをどのようにやっていくのか、子どもを産んで育てていくのはまず親、そして地域、学校という基本線で、子どもは社会が育てるということは次元が違うと思います。1ページの家庭の部分で、家庭をしっかりと根付かせようとしている本委員会の方針の目指しているところが出ていると思います。

(議長)

ありがとうございました。対策連絡会では非常に活発な議論の中でこの案ができたと聞いております。いくつかご意見がありました。また次回に反映させていただければと思います。

(委員)

町会の役割について先ほど話ができましたが、参考までに、私のところの自治会ですが、760～70世帯で、昨年敬老の対象となった方は291名いらっしゃいます。入学者は23年度4名、24年度11名です。そのような状態で、これを年配者が読めば共感するけれども、町会に入っていないような若い世帯で、学校で生徒を通じて配布してもどれだけ反応があるのかなという問題があると思います。

(議長)

ただ今、色々のご意見をいただきましたが、ご審議をいただいた結果を踏まえて、青少年問題協議会として、平成25年度の青少年育成活動方針案ということで、区長に具申したいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。よろしければ、拍手でご承認ください。

拍手、承認

(2) その他 報告事項

次に、議題(2)のその他 報告事項に入りたいと思います。事務局からお願いします。

(事務局)

練馬区子どもたちを健やかに育てる運動について報告  
雑誌自動販売機等の実態調査および協力店加入要請活動について  
平成25年(2013年)版 健やか運動推進カレンダーについて

(議長)

ただ今、事務局から健やか運動についての報告がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

(委員)

コンビニについてですが、コンビニの場合は誰もが立ち寄りやすく、店舗数が多いという特徴があると思います。成人向けの雑誌なども一応分けてあるとはいっても目につく場所にあり、改善の必要があるところについては、改善を求めていくなどの何らかの活動はあるのですか。

(事務局)

2月に調査をされた方から、報告をいただく機会を設けており、その際、特に問題がある場所、改善を求めるところについては説明をいただき、東京都の条例に抵触するのではというところについては、東京都に報告して指導をお願いします。条例の範囲内のもはお願い程度となりますが、少しでもいい形へということで実施しております。

(委員)

子どもたちの携帯電話についてですが、かなりの数の子どもたちが持っている状況で、携帯電話のフィルタリングをかけているかどうかなどの実態調査はないのですか。

(事務局)

健やか運動協力店の活動をするにあたっては、携帯電話を扱っているお店にも協力店加入のお願いを各地区の青少年育成地区委員の方を通して行っています。昨年、大幅に増えたのですが、協力店に入っただくことによって、東京都の条例で店舗側が保護者へフィルタリングをかけるようにとの説明をすることになっていることが徹底されると考えています。もし、フィルタリングをかけない場合は、その理由書を保護者の方



に提出してもらうことになります。それを徹底するためにも、健やか運動協力店に加入していただいているところです。

(委員)

実際にどのくらい携帯電話を持っていて、フィルタリングをかけているかの調査は学校でもしてないのですか。

(事務局)

区では、調査を実施していませんので、区としての数字は持ってありません。

(委員)

今は、お小遣いやお年玉など多くもらっている子どもたちもたくさんいます。ましてや、中学生や高校生になると持っている子が多いと思います。メールなど目を覆いたくなるようなものも出回っており、若いうちからしっかりと教育してほしいと思います。

(委員)

6ページのコンビニエンスストア等についてのところに、小学校低学年の児童が支払いもせずにトイレで飲食するとか、小学校低学年の万引き行為がある状況に驚いている、また、引き取りにきた保護者に誠意がないなど、小学生の万引き等に関する記述が多くありますが、実際に把握されているのですか。

(事務局)

練馬区から警視庁に伺っている区内の調査結果を見ると、少年非行全体も窃盗犯・知能犯も減っています。少年非行の学識別の内訳を見ると、小学生は平成22年31人、23年42人、中学生は22年164人、23年139人という数字が出ています。

(委員)

短期間の数字の推移だけなので、経年経過でどういうふうになるかわかりませんが、この記述を見た限りは、店舗側の方はそういう実感をもっていらっしゃるということですので、従前も実施しているとは思いますが、小学校の教育の中で増えた要因を分析して、指導にどういうふう当てはめていくのか考えてはいるのでしょうか。

(事務局)

方針を検討する中でも色々と話が出ましたが、まずは家庭教育ということで、活動方針案にも万引きの項目を入れ、明るい家庭づくりを進めようという主旨で載せています。これを持って様々な場面で進めていければと思います。

(委員)

もちろん、家庭が第一だと思います。親も開き直っているような記述もありますので、こういうのは問題だなと感じています。昔と違って生活様式も色々ありますので、色々な皆さんの網ですくって、また啓発をしていくのが大切だなと感じています。

(委員)

8ページで協力店の数が減少しているということですが、実際に協力をお願いに行って断られるケースもあるのですか。また、子どもが利用する店舗に限定されているのですか。70万人を超える区としては、店舗数が少なく感じます。

(事務局)

継続を断られるケースはあまりないのですが、店自体が廃業によって減少しているのが現実です。子どもの利用の少ない店舗でもお願いしているケースはあります。

(議長)

参考になるかわかりませんが、チェーン店ですと、本部に確認が必要になることもあり、難しいところもあるようです。

(委員代理)

小学生の万引きの件についてですが、私も校外委員として数年調査に参加しましたが、大型店では万引き用に商品を置いていて、子どもが万引きしても捕まえるのが面倒だということで、放置しているケースがあるそうです。店長に伺っても黙認しているということで、子どもの万引きを助長している大型店があるというのが実情です。そういう店舗について指導して環境を整えていかないといけないと思いました。

また、ビデオ・DVDソフトについては携帯電話やインターネットで見ることができてしまい怖いと思います。先日、個人のたばこ店であったのですが、半分シャッターが閉まっている店舗で、当たり前のように中学生にたばこを販売しているということがあり、警察に届けました。今後も校外委員会で、個人のたばこ店に対し、未成年に販売をしているかのリサーチを行うことで、抑止になると感じました。

(委員)

先ほど小学校での万引きについての話がありましたが、小学校でも警察の方から情報を入れていただき、万引きは小学生でも多いということは認識しています。全校朝会で校長から話をしたり、各学級担任からもそういうことはしないように話をしています。ただ、実際に万引きをした時に学校に連絡が入ってくるケースが非常に少ないです。学

校に連絡をいただいた場合は、すぐに家庭と連絡を取り、担任と生活指導主任とで、店舗に伺いお詫びをし、子どもにももうやらないという強い気持ちを持たせ、その子の人権を守って適切に指導します。店舗側も学校には連絡しないでほしいという子どもの願いを言われ、通報してしまうとお客が減るという関係で、学校には連絡をいただけない現状です。連絡をいただければ、個別に家庭と協力して解決に至りますが、なかなか一般論としての指導しかできずに徹底できない、学校としても、はがゆい状況です。

(委員)

私も月に一度、防犯・ひったくり防止のビラ配り等を警察の方と一緒に実施しています。練馬駅のあるスーパーは、そのチェーン店の中で日本一の売上げがあるそうですが、万引きも多いと聞いています。大人は善悪の規範がはっきりとあり、良心の呵責で、ほとんどの人がやらないと思いますが、子どもは善悪の規範が薄くて、ゲーム感覚で仲間と一緒にやっつけてしまっているのではないかと思います。子どもは怒られて体得すると思うので、多少は大きな枠で見えてあげるといいのではないかと思います。

(議長)

ありがとうございました。他にご質問がなければ、引き続き、その他の報告を事務局からお願いします。

(事務局)

机上配布資料についての説明

- ・健やか運動 協力店だより 第35号
- ・青少年とともに 115
- ・東京都児童相談センター移転のお知らせ

(委員)

先日、1月14日の大雪の日に成人の日のつどいがありましたが、新成人6,789人中3,945人という多くの参加があり、悪天候の中、素晴らしかったと思います。その中で、新成人代表の男性の抱負の中に、将来先生になりたい、丈夫で長生きしたいとあり、単純だけど素晴らしい、頼もしいと思いました。気になったことですが、会場の前方で座っている人はいいのですが、後方で立っている人たちが騒々しく残念でした。後方には壇上の声が聞こえていないと思うので、集中できないのかなと思いました。後ろの方にはスピーカーの増設や、ビデオで流すなどするといいのではないかと思います。また、新成人代表はどのように選んでいるのですか。

(事務局)

新成人代表は、男女各 1 名ずつ区報で公募し、選考しています。

(議長)

それでは、本日、せっかくの機会ですので、練馬区内の少年非行の動向について、区内三警察代表からお話をいただきたいと思います。

(委員)

先ほどから話が出ています、万引き撲滅といじめ根絶についてお話をさせていただきます。万引きは小学生が多いと話が出ておりますが、全体的には 20 歳以上 64 歳以下の成人が 50%、19 歳以下の青少年が 25%、65 歳以上の高齢者が 25% というような状況です。スーパーで 398 円の惣菜、コンビニで 52 円のガム 1 個、カード 1 枚、お菓子 1 個でも、今 110 番通報がなされている状況です。3 年前から草野仁さんをポスターとした万引き撲滅ポスターを作成しまして、各コンビニ店に掲示しています。以前は万引きで通報すると、店員さんが警察署に行って長時間かかるので通報しないということがありましたので、警察では被害届の簡略化を進めて、店員さんが早く戻れるように進めています。また、些細な万引きでも必ず通報してくださいということをお願いしていますので、万引きの 110 番通報は格段に増えています。通報を受けた場合は、少年ですと生活安全課で対応します。こちらの報告書にも保護者に誠意が見られないとありましたが、実際に、引き取りに来てもらおうと連絡すると、「証拠があるのか、うちの子はやっていない」といきなり話をされる保護者の方もいます。丁寧に説明をし、迎えに来てもらうまで待つ引き取ってもらうというようなこともあります。小さな万引きでも見過ごすことはできません。万引きが続いていくと、万引きからひったくり、住居侵入、強盗、殺人ということになっていきますので、万引きは絶対許せないということで、この活動方針案の中には、家庭・学校・地域でということが書かれており、非常に素晴らしいと感じています。万引きを許さないということは警察だけではできません。コンビニエンス協会や万引き防止連絡機構などを立ち上げて、万引きをさせない店づくりへの変更、狙われやすいものはレジの近くに置く、棚を低くする、レジから見渡せるようにする、防犯カメラを設置する、広報展示物を掲示するなど店舗側も以前と比べて万引き防止に取り組んでいただいていると思います。

警察にはスクールサポーターという、警察を退職した職員が非常勤職員として、学校との連絡・連携を目的に設置されたもので、学校の全校集会などで万引きを許さないという話をしに行くなど実施しています。学校においても万引きはいけないということを強く言っていただき、取り組んでいただくと効果がでるのではないかと思います。

もう一つ、いじめ根絶についてですが、昨年 9 月、警視庁では東京都教育庁といじめに関する申し合わせ事項ということを提示しました。生徒や学校で違法行為を行った場合には学校内で対応できることであれば学校で対応し、学校側で判断してそれが犯罪等

に結びつくような場合には警察へ連絡するという仕組みは今までもあったのですが、更にいじめとか生徒の身体生命に関わるような場合には警察に通報してくださいという取り決めがなされました。警察では学校側からの連絡を受けると、加害者、被害者から慎重に話を聴取し、対応していく方針となっております。警察としてもいじめに関する取組みを行っていますので、地域・学校・町会の皆様のご協力をいただきまして、生徒たちが命を落とすことがないように、絶対に助けなくてはならないと思っています。

活動方針案の4ページに「ネットの向こうは危険がいっぱい！」「まず親が学ぼう！」と書いてありますが、これは非常に大事なことだと思います。ネットから、小遣い欲しさに出会い系につないでしまうことや、興味本位でドラッグを買ってしまうことなどがあるかもしれません。子どもの近くにいるのは親なので、帰りが遅くなったとか、服装が派手になったなどは家庭が第一にわかると思います。その時点で子どもに確認をしておかないと取り返しがつかないことになる場合もありますので、子どものちょっとした変化を見逃さずに声を掛けてあげて、その時に警察に連絡してみようと思っていただければ区内三警察署ではそれぞれ関係機関の協力を得て、責任を持って対応していきます。いじめ根絶、万引き撲滅につきまして、今後ともご協力を賜りますようお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。ただ今、万引き撲滅、いじめ根絶についてご説明いただきましたが、せっかくの機会ですので、ご質問等あればお願いします。

(委員)

お話を伺い、驚いたのは、大人の万引きが多いということですが、万引きで店舗側の時間が掛かり通報しないということでしたが、実際に処理の時間というのはどのくらいかかるのですか。

(委員)

だいたい、概ね1時間から2時間を目途に帰っていただいています。ただ、もちろんケースバイケースです。

(委員)

被害届の簡略化ということで努力されておりますが、どれくらいの短縮になっているのですか。

(委員)

短縮の時間は半分以下に減っていると思います。それでも、店舗によっては人が出せないということと言われることもあります。重ねて説得をして何とか来ていただく

というのが本部の方針でもあります。

(委員)

万引きは再犯率が高いと言われていますが、19歳以下の子どもたちの再犯は多いのですか。

(委員)

特に万引きで再犯率が高いという傾向はないと思います。逆に一度、警察で扱われた子はやらなくなるケースの方が圧倒的に多いと思います。

6 閉会

(議長)

以上で、本日予定していた議題は終了いたしました。これで平成24年度第2回練馬区青少年問題協議会を終了いたします。ありがとうございました。